

登別市職員の流動体制要綱

(目的)

第1条 この訓令は、業務の繁閑等に応じて部グループ相互間における職員の臨時的な流動（以下「臨時流動」という。）体制を確立することにより、組織の活性化と行政運営の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等とは、別表に掲げるものをいう。
- (2) 総括主幹等とは、別表の部局に所属するグループ等（以下「グループ」という。）の総括主幹等をいう。
- (3) 職員とは、主査（相当職を含む。）以下の職員をいう。

(職員の部内流動)

第3条 総括主幹等は、所轄業務の繁忙等により職務の遂行が困難であると認められる場合は、所属の部長等に対し、部内他グループからの臨時流動の要請を申し出ることができる。

- 2 部長等は、前項の申出を受けた場合は、その内容、事情等を勘案し、当該申出が適当と認められたときは、部内関係総括主幹等に諮って、職員を部内他グループに流動することができる。

(職員の部外流動)

第4条 部長等は、前条第2項において所管部内のみで調整できないときは、関係部長等と協議し、他の部から臨時流動を受けることができる。

- 2 部長等は、他の部長等から前項の協議を受けた場合は、その内容、事情から当該協議が適当と認められたときは、部内関係総括主幹等に諮って、部内職員を臨時的に当該他部のグループへ流動することができる。

(調整)

第5条 総務部長は、第4条の規定による部の協議について、必要があると認めるときは、調整のため当該協議に参加するものとする。

(臨時流動の命令権者)

第6条 第3条及び第4条の規定による臨時流動の命令権者は、直属の部長等とし、流動する職員に対して臨時流動通知書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(流動する職員の所属及び職名)

第7条 流動する職員の所属及び職名は、従前の所属及び職名とし、その職務については、当該流動先の所属の部長等の指揮監督を受けるものとする。

(流動期間)

第8条 第3条及び第4条の規定により流動する職員の流動期間は、その流動を行った日から4月以内とする。

(報告)

第9条 総括主幹等は、臨時流動を受けた場合は、臨時流動に関する報告書（別記様式第2号）により、総務部人事・行政管理グループを經由して市長に報告するものとする。ただし、10日以内の職員の部内流動については、報告を省略することができる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成8年訓令第6号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年訓令第8号）

この訓令は、平成10年8月12日から施行する。

附 則（平成13年訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第5号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第15号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第15号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）
各部局の部長等

部局	部長等
市長部局	各部の部長及び会計室長
議会事務局	事務局長
教育委員会	教育部長
選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局長
監査委員事務局	事務局長
消防本部	消防長
水道事業	都市整備部長

別記様式第1号（第6条関係）

臨時流動通知書

(現職名)	(氏名)
次のとおり、臨時流動することを通知する。	
(流動内容)	
臨時流動先	部 グループ
業務内容	
期 間	年 月 日から
	年 月 日まで
年 月 日	
	部長

別記様式第2号（第9条関係）

市長	副市長	総務部長	総務部次長	人事・行政管理グループ		
				総括主幹		
流動を受けた部局			流動した部局			
部長	次長	グループ		部長	次長	グループ
		総括主幹等				総括主幹等
臨時流動に関する報告書						
年 月 日						
次の職員の流動を受けましたので報告します。						
流動職員を受けた総括主幹等						
業務内容						
流動したグループ	職名	氏名	流動を受けたグループ	流動時間		
部 グループ			部 グループ	年 月 日から	年 月 日まで	
部 グループ			部 グループ	年 月 日から	年 月 日まで	
部 グループ			部 グループ	年 月 日から	年 月 日まで	
部 グループ			部 グループ	年 月 日から	年 月 日まで	